



MMFの見解

IEEEの新たなC95.1改訂版は国際標準規格の調和に向けた重要な一歩となる

米国の電気電子学会(IEEE)は、無線周波数(RF)ばく露の安全規格に対する国際的な調和に向けた重要な一歩を踏み出しました。

IEEEは、中心となる国際的規格制定機関の1つであり、そのボード・ミーティングは2005年9月22日に開催された会合で、IEEE C95.1:無線周波数電磁界(3kHz~300GHz)の人体ばく露に対する安全レベルについての規格の改訂版を承認しました。

IEEE規格C95.1と、国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)のRFばく露に対する安全ガイドラインは、100kHz~3GHzの帯域におけるSAR制限値及び30MHz~100GHzの帯域における一般公衆に対する電力密度制限値について調和が図られました。これらの帯域には、移動体通信システム及び無線システムに利用される周波数が含まれません。

これまで、35カ国の政府がICNIRPガイドラインを国のばく露規格に採用しています。IEEE規格C95.1の従来版(IEEE規格C95.1-1991)は、米国、カナダ、台湾、韓国における規格の基礎となっていました。台湾は11月にICNIRPの制限値に切り替える予定です。

MMFは、消費者、無線機器製造会社及び規制当局者に便益をもたらすRF規格の国際的な調和のプロセスを全くもって支持しています。

国際的に認知された安全規格による防護を得ることで、消費者は、世界中のどこにいても、製品及びサービスに同等に接続できますし、製造会社は、広く受け入れられた国際規格に応じた製品を設計・開発することで、利益を得ることになります。規制当局者は、世界保健機関(WHO)、国際電気通信連合(ITU)、世界貿易機関(WTO)の勧告に沿った規制に対する一貫性のあるアプローチを採用することができます。

つまり、IEEEのRFばく露規格の改訂版が承認され、数ヶ月以内に公表される見込みです。この新たなIEEE規格とICNIRPのガイドラインは、移動体通信システムに用いられている周波数においても同一の制限値となる見込みです。

2005年9月